

平成 30 年度の環境省における 除染等工事の技術基準類の改定について

環境省 環境再生・資源循環局 除染・中間貯蔵施設チーム 次長 しおい なおひこ 塩井 直彦

環境省においては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出されたことを受けて、放射性物質により汚染された土壌等の除染及び廃棄物の処理を進めている。福島県及びその周辺の各県において実施してきた除染事業については、今年度中に帰還困難区域を除き面的には完了し、今後は帰還困難区域について、特定復興再生拠点区域の復興再生計画に基づき除染事業を推進するところである。

また、除染土壌等を貯蔵する中間貯蔵施設整備事業については土壌貯蔵施設への貯蔵を開始したところであり、今後はさらに、除去土壌等を搬出した後の仮置場について早期に解消することを目指しているところである。これら事業の展開にあわせた技術基準類の改定については、以下のとおりである。



除染等工事に係る設計労務単価等について

除染特別地域内における除染等工事に係る積算に使用する特殊勤務手当及び設計労務単価について決定し、平成 30 年 3 月 1 日以降に調達を行う入札等に適用するものとした。

(1) 特殊勤務手当について

除染特別地域内で作業に従事する作業員は、そ

の業務環境の特殊性に鑑み、本労務単価等に加えて、特殊勤務手当として、以下の額（1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額）を加えるものとする。

人事院規則（東日本大震災に対処するための人事院規則 9-30（特殊勤務手当）の特例）に定める手当額（昨年度と同じ額とする）。

- ・帰還困難区域 : 1日あたり 6,600 円
- ・居住制限区域 : 1日あたり 3,300 円
- ・避難指示解除準備区域 : 1日あたり 0 円

なお、特殊勤務手当については、除染等工事共通仕様書の中で、「受注者に対し、労賃に加えて特殊勤務手当として定められた額を除染等作業員に支給すること」や「適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則3ヶ月毎に賃金台帳等で確認すること」等を義務付けている。

(2) 除染等工事設計労務単価について

除染等工事設計労務単価は、以下のものにより構成されている。

- ① 所定労働時間内8時間当たりの基本給相当額及び基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ② 所定労働日数1日当たりの臨時的給与及び実物給与

職種毎の除染等工事設計労務単価は、公共事業労務費調査結果に基づき、表-1のとおりである。

表-1 平成30年3月から適用する
除染等工事設計労務単価

単位：円

01 作業指揮者	22,800
02 特殊除染作業員	23,500
03 普通除染作業員	18,100
04 運転手（除染特殊）	21,900
05 運転手（除染一般）	19,700
06 樹木除染工	20,400
07 防水工（除染）	24,300
08 とび工（除染）	24,500
09 交通誘導員 A（除染）	13,900
10 交通誘導員 B（除染）	11,800
注）所定労働時間内8時間あたりの金額	

また、除染等工事設計労務単価が昨年度に比べ各職種で上昇することを踏まえ、環境省は日本建設業連合会と全国建設業協会の2団体に対し、技能労働者の適切な賃金水準を確保するよう要請を行った。

2

除染等工事共通仕様書及び除染等工事暫定積算基準の改定について

環境省が発注する除染等工事に対しては、土木工事共通仕様書等に準拠した「除染等工事共通仕様書」や「除染等工事施工管理基準」等を策定し、工事の実施にあたっての統一的な解釈及び運用、契約の適正な履行の確保を図るとともに、出来形及び品質規格の確保を図っているところである。今回、除去土壌等を搬出した後の仮置場の原状回復に関する施工について、共通仕様や施工管理基準を追加するなどの改定を行い、第11版として策定した。平成30年4月1日以降に調達を開始する工事から適用するものとしている。

また、施工計画に従って実施するために要する費用を適正に算出するためのものとして、「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」を策定している。共通仕様書と同様に、仮置場の原状回復に関する施工についての項目立てを行うことや、国土交通省土木工事積算基準の見直しを踏ま

え、除染等工事においても一般管理費等率の改定を行い、第11版として策定した。

平成30年4月1日以降に調達を開始する工事から適用するものとしている。

3

中間貯蔵施設整備工事の施工管理基準（案）について

福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌、草木、落葉・枝、側溝の泥等及び福島県内に保管されている10万Bq/kgを超える廃棄物（可燃物は原則として焼却し、焼却灰を貯蔵）については、放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき、これらを最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設を整備することとしている。

今後、中間貯蔵施設の工事がさらに進展することから、新たに施工管理基準（案）を策定したところである。施工管理基準の策定にあたっては、中間貯蔵施設事業の工種体系を基本に「国土交通省土木工事施工管理基準及び規格値（案）」等に準拠してとりまとめている。具体的には、「造成工」、「堰堤工」、「遮水工」、「埋立工」等の工事について、測定項目や規格値等を規定している（表-2）。

また、中間貯蔵施設整備にあたって、環境省ではICT（情報通信技術）を活用した効率的な施工に取り組んでいるところであり、これに対する施工管理基準も「国土交通省土木工事施工管理基準及び規格値（案）」に準拠している。

本基準（案）の適用は、平成30年4月1日以降に契約を行う工事からとしており、既に契約を締結している中間貯蔵施設の工事についても、受注者との協議を踏まえた上で、この基準に準じた施工管理を求める方針である。

詳細については、環境省福島地方環境事務所のホームページを参照されたい（<http://fukushima.env.go.jp/procure/index.html>）。

表-2 埋立工に関する出来形管理基準及び規格値（一例）

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	基準等 参考		
6	埋立工	1	除去土壌	1	基準高▽	± 50	施工延長 40 m につき 1 箇所、延長 40 m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は、中心線及び端部で測定。ただし、「TS を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、中心線及び端部で測定。				
					法長	< 5 m				- 100	
						≥ 5 m				法長 - 2%	
					幅	w ₁ , w ₂				- 100	
埋立工	2	1	盛土工	2	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ± 50 mm が含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点 / m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に ± 5 cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		国土交通省土木工事施工管理基準及び規格値 1・2・4・3 道路土工の路体盛土工		
					天端	標高較差				± 50	± 150
					法面（小段含む）	標高較差				± 80	± 190